



Child
Friendly
Cities
Initiative

unicef 
for every child

ユニセフ日本型『子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）』

安平町は、令和3（2021）年12月17日、ニセコ町・宮城県富谷市・東京都町田市・奈良県奈良市とともに、日本で初めてのCFCI実践自治体となりました。

先月は、『子どもの権利条約（こどものけんりじょうやく）』をキーワードにしてご紹介しました。今回は、その『子どもの権利条約』を守っていくために、安平町はどういった活動をしていくのかということを考えてみたいと思います。

子どもにやさしいまち チェックリスト

先月号で子どもの権利条約とはどういったものかを考えてきました。安平町では、この条約を守る活動、つまり安平町に暮らすすべての子どもたちが幸せに過ごすことができるようにする活動を一つひとつ丁寧に進めています。

その活動一つひとつが、

- どのように進められているのか
- その年の進み具合はどうか
- 来年は、どのようにより良くしていくのか

という振り返り（これを「評価（ひょうか）」と言います）と目標を決める作業を毎年行っていくことで、安平町の活動を少しずつ良くしていこうと考えています。その評価と目標を決めて、住民の皆さんへお知らせすることが「CFCI実践自治体」としてやるべきこととされています。

では、その評価と目標を立てるべき項目は、いったいどのような内容なのでしょう。大きくは、次のとおり10項目あります。

1 子どもの参画

子どもの意見を聞きながらものごとが決められるよう、積極的参加を促すこと

2 子どもにやさしい法的枠組み

子どもの権利を、国や安平町などが法律などで守る仕組みをつくること

3 子どもの権利を保障する計画

子どもの権利条約を意識して、子どもにやさしいまちに関する計画を定めて実施すること

Child
Friendly
Cities
Initiative

頭文字をとって「CFCI」と呼ばれます。
また、「子どもにやさしいまちづくり事業」として
日本語訳が当てられています。